

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の施行について

気水第33号
平成11年6月30日

平成11年3月30日付けで神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成11年神奈川県規則第17号。以下「改正規則」という。）が制定公布されました。

これらの改正の趣旨、改正の内容及び留意すべき事項は、次のとおりですので御承知のうえ改正規則の円滑な施行及び運用を図られるよう通知します。

第1 改正の趣旨

近年、ダイオキシン類問題が顕在化しており、これに伴う廃棄物焼却炉からの黒煙や悪臭などの苦情が多く寄せられており、このうちいわゆる小型焼却炉（廃棄物焼却炉のうち1時間当たりの焼却能力が200キログラム未満であり、かつ、火格子面積が2平方メートル未満であるものをいう。以下同じ。）に関するものが9割以上を占めている。

小型焼却炉については、現行条例でも規制基準を適用するとともに「公害発生要因の低減に関する指針」により、廃棄物を焼却する際の燃焼管理上の注意点などを指導しているところである。しかし、小型焼却炉は、適正な燃焼が行われないとダイオキシン類の発生源となるおそれがあり、より一層の対策の強化が求められていることから、小型焼却炉を神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という）の許可対象施設（指定施設）とし、平成11年7月1日から施行することとした。

第2 改正の内容

条例施行規則の別表第1の「51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業」の施設欄に掲げる「(15) 廃棄物焼却炉」の規模を

- ① 火格子面積又は火床面積が0.5平方メートル以上であるもの
- ② 焼却能力が1時間当たり50キログラム以上であるもの
- ③ 一次燃焼室（燃焼室が一の廃棄物焼却炉にあつては、当該燃焼室）の容積が0.8立方メートル以上であるもの

とし、これらの要件の一つ以上該当するものを、指定施設とすることとした。

第3 運用上留意すべき事項

火床面積及び燃焼室容積による規模要件は、改正規則により新たに設定されたが、これは指定施設の該当の有無の判断に当たってより客観性を持たせたものである。

「火床（ひどこ）」とは、焼却物を燃やす床のことをいい、火格子のある場合はその部分も含むものとする。

「燃焼室」とは、乾燥、燃焼及び後燃焼が行われる炉内空間であり、その炉内空間の大きさを燃焼室容積という。燃焼室の規模の算定は一次燃焼室の容積で行なうが、燃焼室が一つの場合は、その燃焼室で行う。ただし、火格子の下部の容積については、燃焼室容積に含めない。

また、ガス化炉など廃棄物を一括投入した後に燃焼させる形式の廃棄物焼却炉については、原則として燃焼物を貯留している設備（ガス化炉にあつては、乾留設備）は、燃焼室として取り扱わず、規模要件の算定からは除外するものとする。

なお、ガス化炉など一括投入形式の炉の「燃焼能力」の算定は、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例の施行について」（平成10年3月31日付け環総第128号）に述べたとおりであるが、一般的には、焼却炉メーカーによる提出資料で判断することが望ましい。